

○国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する規程

〔平成28年4月1日〕
研究所規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程（平成28年研究所規程第17号）第53条の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則（平成28年研究所細則第5号。以下「契約事務取扱細則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一連の物品等若しくは特定役務又は同一の種類
の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える

場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をするために直接に必要な特定役務(当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。)又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

(1) 物品等の調達契約

国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

(2) 特定役務のうち建設工事の調達契約

国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

(3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約

国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

(4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(一般競争の公告)

第4条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで)に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

- 2 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告をする事項)

第5条 前条の規定による公告は次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時

- (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
 - (7) 第8条に規定する文書の交付に関する事項
 - (8) 落札者の決定の方法
 - (9) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 2 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
- 3 契約担当役は、第1項の規定による公告においては、同項の定めるところによるほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 入札期日
 - (3) 契約担当役の氏名

(公告に係る一般競争に参加しようとする者の取扱い)

第6条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうと、公告をする場合においては、当該公告に係る一般競争に参加しようとする者から申請があったときは、速やかに、その者が競争参加資格を有するかどうかについて、確認をしなければならない。

- 2 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に参加する者が第1項の規定による資格取得のための審査の終了前に提出された場合において、前条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、条件として当該入札書を受理するものとする。

(郵便等による入札)

第7条 契約担当役は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

第8条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第5条の規定により公告をするものとされている事項（ただし、第5条第1項第7号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち合う者に関する事項
- (4) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (5) 契約の手続きにおいて使用する言語
- (6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

(随意契約によることができる場合)

第9条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- (1) 一般競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務又は技術的な理由により競争が存在しない物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (3) 既に調達をした物品等（以下「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 研究所の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合。
- (5) 既に契約を締結した建設工事（以下「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために、施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば、既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められるとき。（ただし、既契約工事の調達契約が前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第5条の公告においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。）
- (7) 緊急の必要により競争に付することができない場合。
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合、商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

(落札者の決定に関する通知等)

第10条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、

当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - (6) 契約の相手方を決定した手続き
 - (7) 一般競争によることとした場合には、第5条の規定による公告を行った日
 - (8) 随意契約による場合には、その理由
 - (9) その他必要な事項
- （一般競争に関する記録）

第11条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
 - (2) 入札者の申込みに係る価格
 - (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
 - (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
 - (5) その他必要な事項
- （随意契約に関する記録）

第12条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第13条 契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情、その他特定調達契約に係る苦情の処理を行うものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第14条 研究所は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。